

【参考資料】令和7年度岩手県内部統制評価報告書に記載した重大な不備の概要等

事案	不備の概要	重大な不備と判断した理由
支出事務における不適切な事務処理	医療費の償還払の支出事務について、請求書を長期間放置したことにより支払が遅延した。	会計事務の不適切な事案であり、組織的なチェック機能が十分ではなかったこと（組織の重大な過失）から、内部統制評価実施要領（令和4年7月7日付け行経第102号）第4第4項第1号「故意又は重大な過失により生じさせた事案であると認められるもの」に該当すると判断した。